

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

平素よりお世話になっております。

この度ニックス訪問看護ステーションは、2024 年診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認を行う体制を整備し、診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、医療DXを通じて質の高い訪問看護を提供します。

オンライン資格確認によって得た診療情報等（薬剤情報、手術情報、特定健診情報）を看護師等が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問サービス時に活用致します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算致しますので、ご了承ください。

### 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

#### 訪問看護医療DX情報活用加算に係る施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項、及び質の高い訪問看護サービスを実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、ウェブサイトに掲載していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

#### 個人情報の取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質なサービスを提供するために、皆さまの個人情報を適切かつ万全の体制で取扱います。

## 資格情報の提供について

資格情報の提供は患者様および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2024（令和 6）年 12 月 1 日

株式会社 ニックス

ニックス訪問看護ステーション